

区民委員会陳情説明資料

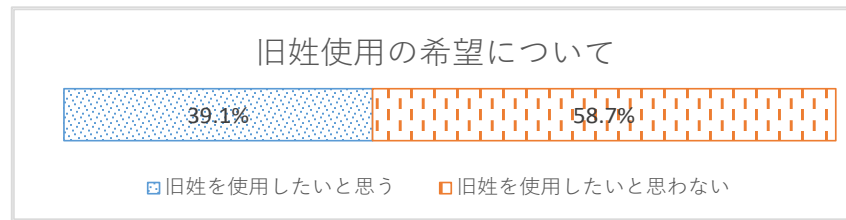
令和6年6月26日

件名	頁
1 5 受理番号27 選択的夫婦別姓制度法制化を早期実現するよう国に意見書の提出を求める陳情	2
2 受理番号1 地域医療を守るために、2024年度診療報酬改定の再検討を求める意見書を国に提出することを求める陳情	5

(区 民 部)

件 名	5 受理番号 27 選択的夫婦別姓制度法制化を早期実現するよう国に意見書の提出を求める陳情																				
所管部課名	区民部戸籍住民課																				
陳情の要旨	日本政府に「選択的夫婦別姓制度の早期実現」を求める意見書を提出することを求める。																				
陳情者等	請願文書表のとおり																				
内容及び経過	夫婦の氏は、民法第750条で「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定されている。民法改正による選択的夫婦別姓制度の導入を提言した法制審議会の答申が出されてから25年以上が経過している。 1 政府の動向 (1) 法制審議会民法部会での審議 ア 平成3年 婚姻制度等の見直しについて審議を開始 イ 平成8年 選択的夫婦別氏制度の導入を含めた答申 ウ 法務省は、平成8年と22年に民法改正法案を準備したが、国民各層に様々な意見がある等の理由から国会に提出するに至らず (2) 第5次男女共同参画基本計画の策定（令和2年12月25日閣議決定） 夫婦の氏のあり方に関して「国会の議論、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」とした。 2 司法の判断 (1) 平成27年に最高裁判所大法廷は、「民法第750条は憲法に違反しない」との判断を示し、令和3年もその判断を踏襲した。 (2) また、2回とも「違憲ではないが、選択的夫婦別氏制度を含めた夫婦の氏のあり方は、国会で論ぜられ、判断されるべき」と判示している。 3 世論の状況 (1) 選択的夫婦別姓制度及び旧姓の通称使用の法制度について 選択的夫婦別姓制度等の法制度について <table><thead><tr><th>対象</th><th>夫婦同姓制度維持</th><th>旧姓の通称使用の法制度を設ける</th><th>選択的夫婦別姓制度の導入</th><th>無回答</th></tr></thead><tbody><tr><td>全体 (2,884人)</td><td>27.0%</td><td>42.2%</td><td>28.9%</td><td>1.9%</td></tr><tr><td>男性 (1,360人)</td><td>30.5%</td><td>42.5%</td><td>25.3%</td><td>1.7%</td></tr><tr><td>女性 (1,524人)</td><td>23.8%</td><td>41.9%</td><td>32.1%</td><td>2.2%</td></tr></tbody></table> ☐ 夫婦同姓制度維持 ☒ 旧姓の通称使用の法制度を設ける ☒ 選択的夫婦別姓制度の導入 ☐ 無回答 (令和3年12月実施 内閣府「家族の法制に関する世論調査」)	対象	夫婦同姓制度維持	旧姓の通称使用の法制度を設ける	選択的夫婦別姓制度の導入	無回答	全体 (2,884人)	27.0%	42.2%	28.9%	1.9%	男性 (1,360人)	30.5%	42.5%	25.3%	1.7%	女性 (1,524人)	23.8%	41.9%	32.1%	2.2%
対象	夫婦同姓制度維持	旧姓の通称使用の法制度を設ける	選択的夫婦別姓制度の導入	無回答																	
全体 (2,884人)	27.0%	42.2%	28.9%	1.9%																	
男性 (1,360人)	30.5%	42.5%	25.3%	1.7%																	
女性 (1,524人)	23.8%	41.9%	32.1%	2.2%																	

(2) 旧姓使用を希望する割合



(令和4年11月 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」)

4 他自治体の議会意見書の状況

(1) 東京都議会

令和元年6月19日 「選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出に関する請願」を賛成多数で可決

令和3年6月7日 国及び政府に対し、「選択的夫婦別姓制度に係る国会審議の推進に関する意見書」を提出

(2) 特別区議会

令和6年6月現在、16区で意見書を提出(別紙参照)

特別区における選択的夫婦別姓制度に関する国への意見書の提出状況

区名	意見書の内容	提出時期
① 港	選択的夫婦別姓制度について国会審議を求める	2019.3.12
② 新宿	国会審議における積極的な議論を行うよう強く要望する	1992.12.4 1996.6.20 2021.10.15
③ 文京	制度の法制化に関する議論を行うよう強く要望する	2019.3.14 2021.10.14
④ 台東	制度について国会において審議するよう求める	2019.12.19
⑤ 墨田	制度に関する民法その他の法令について国会審議を推進するよう強く要望する	2019.7.5
⑥ 江東	選択的夫婦別姓制度の法制化の早期実現を求める	1992.10.14
⑦ 世田谷	選択的夫婦別姓の法制度改正について、積極的な議論を推進するよう求める	2019.10.17
⑧ 渋谷	制度に関する法制度について、審議を推進するよう求める	2021.3.25
⑨ 中野	選択的夫婦別姓制度を法制化することを求める	2018.12.14
⑩ 杉並	制度に関する民法及び、その他の法令についての国会審議を推進するよう強く要請する	1998.6.12 2022.5.20
⑪ 豊島	選択的夫婦別姓制度の法制化を求める	2019.3.22
⑫ 北	制度に関する民法、その他の法令について、国会審議の推進を求める	1996.9.30 2020.10.9
⑬ 板橋	制度について国会において審議するよう求める	2019.10.11
⑭ 練馬	夫婦の氏に関する制度の在り方について、より一層の議論を推進していくことを求める	2024.3.15
⑮ 葛飾	制度の法制化に関する議論を行うよう強く求める	2020.3.27 2021.10.4
⑯ 江戸川	制度の法制化に向けた積極的な議論を行うよう強く要望する	2020.10.22 2021.10.28

件 名	受理番号 1 地域医療を守るために、2024年度診療報酬改定の再検討を求める意見書を国に提出することを求める陳情
所管部課名	区民部国民健康保険課
陳情の要旨	地域医療を守るために全ての医療従事者の処遇が改善され、安定的に人材確保が可能となる方向に改定されるよう、国に対して2024年度診療報酬改定の再検討を要求してください。
陳情者等	請願文書表のとおり
内容及び経過	1 改定経過 診療報酬（※）の改定は2年に1度行われる。令和6年2月14日に中医協の厚生労働大臣への答申に基づき、令和6年6月から診療報酬が改定される。（0.88%引き上げ） ※ 保険診療については、保険が適用される範囲、診療報酬とも、中央社会保険医療協議会（中医協）の答申に基づき、厚生労働大臣が定めている。これは、国民健康保険だけでなく、被用者保険等も含めた公的健康保険制度で共通である。 2 主要な改定項目【陳情の内容の関連事項のみ抜粋】 （1）賃上げ・基本料等の引き上げ 令和6年度に+2.5%、令和7年度に+2.0%のベースアップを実施し、定期昇給なども合わせて、令和5年を超える賃上げの実現を目指す。 （2）医療DXの推進 医療DX推進体制整備加算により、マイナ保険証利用により得られる薬剤情報等を診察室等でも活用できる体制を整備する。 電子処方箋および電子カルテ情報共有サービスの整備、マイナ保険証の利用率を要件とし、医療DXを推進する体制を評価する。 （3）外来医療の機能分化・強化 生活習慣病の増加等に対応するため効果的・効率的な疾病管理および重症化予防の取り組みを推進するため、見直しを行う。 ア 検査等を包括しない生活習慣病管理料（Ⅱ）を新設する。 イ 生活習慣病管理料における療養計画書を簡素化する。令和7年度から運用開始される予定の電子カルテ情報供給サービスを活用する場合、血液検査項目についての記載を不要とする。 ウ 特定疾患療養管理料の対象疾患から、生活習慣病である、糖尿病、脂質異常症および高血圧を除外する。 エ リフィル処方および長期処方の活用ならびに医療DXの活用による効率的な医薬品情報の管理を適切に推進する観点から、特定疾患処方管理加算を見直す。 （4）医療機能に応じた入院医療の評価

	地域において、救急患者等を受け入れる体制を整え、リハビリテーション、栄養管理、入退院支援、在宅復帰等の機能を包括的に担う病棟の評価を新設する。 3 国民医療費の現状 人口構造の高齢化や医療技術の進歩により、国民医療費は伸び続けている。令和3年度の国民医療費は、4 5 兆 3 5 9 億円で、前年に比べ2 兆 6 9 4 億円、4. 8 %の増となっている。
--	---